2 0 0 8 年 度事 業 報 告

自 2008年4月01日 至 2009年3月31日



社会福祉法人 日本国際社会事業団 INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN (ISSJ)



ぼくのパパとママとお姉ちゃん

平成21年 児童福祉週間

ありがとう つたわるこころが うれしいよ

- 厚生労働省

2008年 度 活 動 報 告 (平成20年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団 INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN

常務理事 大森 邦子

この冊子は 2008 年 4 月から 2009 年 3 月までの 1 年間に社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan,以下 I S S J) が行った活動報告です。

ISSJは1952年(昭和27年)に第二次世界大戦後の戦災孤児や混血児の救済を目的に日米孤児救済合同委員会として発足、国際養子縁組の援助を開始しました。1953年には東京都によって第二種社会事業を行う事業所の届けが受理されました。1959年(昭和34年)9月15日に厚生労働省の認可を得て社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。1960年(昭和35年)に呉市にも事務所を開きました。また、ジュネーブに本部を置くInternational Social Service(ISS)の日本支部にもなっています。ISSは国連の諮問機関でもあり、世界に17の支部と120を超える国に通信員をおいています。

今年度は、国際養子縁組、国境を越えた未成年者への家族再会援助、無国籍児童の国籍取得援助や難民への医療費援助、難民申請者へのカウンセリング、日本国籍児の国際養子縁組をしたあっせん業者への実態調査とハーグ条約の必要性を訴える調査報告会、カンボジアのストリートチルドレンへの識字教育とその母親への自立支援、呉市における多文化の中で生きる人々への社会適応援助、その他支援活動をより充実させるためのソーシャルワーカーの研修、国際ソーシャルワーカーの育成、国際福祉に関わる翻訳、広報活動や活動資金を得るためのチャリティ映画会やコンサート、バザー等様々な活動を行いました。また、日本太鼓連盟のご好意により、日本太鼓チャリティコンサートを共催させていただきました。

今では国境を越える人々の存在は特別なことではなくなりましたが、それに伴ってISSJに持ち込まれる相談内容は複雑化しております。問題解決が良い方向に行くようスタッフは日々研鑽を積んでおります。

今年度においてISSJの活動を温かく見守り、ご指導・ご助言をしてくださいました、厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、目黒区、呉市はじめ関係官庁、各国大使館、アジア福祉教育財団難民事業本部、RCJ(レフュジー カウンシル ジャパン)、呉市国際交流協会、呉市社会福祉協議会広島ラオス交流協会、広島メコンの会、また活動資金の支援をしてくださいましたJKA(旧日本自転車振興会)、日本財団、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、東京メソニック協会、福祉医療機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、東京都共同募金会、共同募金会呉支部、実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、さらに個人として寄付を下さいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支えてくださいました皆様、チャリティ映画会とチャリティコンサートにご協力を頂きました皆様に、役職員一同から厚く御礼申し上げます。

目 次

はじめに

相談事業	
1. 国際養子縁組	1
2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助	9
3. 無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助	12
4. 難民および難民申請者への相談援助	14
5. 国際児(混血児)やインドシナ難民への社会適応援助促進活動	16
国際ソーシャルワーカーの人材育成、研修、実習、調査研究事業	
1.国際ソーシャルワーカーの人材育成	17
2 . ケース研究会	19
3.日本語教育	19
4. 国際会議参加	20
翻訳事業	
1.必要書類および資料などの翻訳	22
広報活動事業	
1.ISSJチャリティ映画の開催	22
2. ISSJチャリティコンサートの開催	24
3.日本太鼓チャリティコンサートの共催	24
4 . ニュースレター「Intercountry」の発行	25
5.ホームページの運営	25
ポランティアによる活動	26

おわりに 完了報告のお知らせ、寄付者名 資料 役員名簿・職員名簿

1.国際養子縁組

この事業は、JKA(旧日本自転車振興会)の補助金を受けて行った。

激動する世界情勢の中で、今世紀に人類生存の基礎理念を実現することは決して易しいものでない。特に困難な条件の中で生活している子どもが、日本を含む世界の国々に存在し、その問題はもはや一国の問題ではなく相互に密接な関係を持っている。ISSJはこの変動の中で生じる二国間あるいはそれ以上の国々との関わりの中で解決されねばならない問題に、国際的なサポートネットワークを駆使した活動を続けている。

相談者が抱える問題の多様性、複雑性が世界の情勢とともに増えていることを仕事を通して痛感させられる。特に国際養子縁組は他国との関わりなしに展開すると、子どもの福祉にならない結果を招く危険性を多く含んでいる。国際養子縁組の援助は児童福祉事業の一環であり、保護を必要とする子どもの福祉を保障するきわめて有数な手段であるから、それが効果的であるためには高度で専門的な社会福祉事業の知識と技術が必要とされるのは当然である。

国際養子縁組に出される子どもにとって、それが最善の利益であるか、そして子どもと実親の権利が守られているか等は、原則として出身国つまり日本にあるとされている。いずれにしても、需要と供給の関係ともいえる国際養子縁組の発展の最優先課題は、子どもの健全な発育および福祉の成就とされるべきである。国際養子縁組援助に取り組むソーシャルワーカー(どこの団体に属していても)は、より高度な知識と技術を社会福祉の領域だけでなく、法律・文化・制度等の面でも要求されるし、また異文化理解と人権尊重の意識を持つこともソーシャルワーカーとして必要な資質の一つとなるのではないだろうか?

しかし、残念ながら日本では国際養子縁組法が制定されていない。フィリピンを例にとると、国際養子縁組法が存在し、国際養子縁組委員会(Intercountry Adoption Board: I C A B)が統括し、フィリピン政府社会福祉開発省(The Department of Social Welfare and Development: D S W D)と協力しながら、国際養子縁組の対象となるすべての未成年者の福祉と安全を管理している。日本に養子を斡旋する団体は民間の任意団体や個人を含めて多々存在するが、斡旋の方法、費用および手続き法はまちまちである。人口中絶に反対する宗教的視点を持った団体、子どもを一日でも早く欲しいと希望する人々のために広い範囲に産婦人科医師との情報網を作った団体、また、外国人宣教師の協力で斡旋を行う団体等々がある。いずれにしても、統一された細かい基準や既定がないため危険性をはらんでいる。

国際養子縁組の手続きは必ず外国の法制度がかかわるので慎重に行わなければならない。ただ善意だけで斡旋を行うことは大変危険である。国際養子縁組は手続きが完了するまで複雑な過程を経なければならないからである。生まれたばかりの赤ちゃんを一日も早く手に入れたいと考える養親の気持ち、そして「出産の事実を全部忘れたい」と願う実母の気持ちに振り回されず、専門的知識を持って細やかな援助を行うことが、結果的に養子にとっての福祉と最善の利益が守られると信じている。

国際養子縁組援助のプロセスでの中で、行政の不備や各省庁の法律をつき合わせると、子どもの福祉を保つために接点がないことが、我々を苦しめている。実践活動で得られる知識や問題点を認識し、養子縁組法、児童福祉法または入国管理法等の見直しや変更の必要性を関係省庁に訴え、法改正に働きかけることも重要な責任だと考えている。

「子どもの最優先の原則」を遵守しなければいけないという世界的な理解に答えるべく、I SSJは国際専門機関の一つとして、今後も努力をしていきたい。また、果てしない人間の欲望との調和を図ることはきわめて難しい。強制という言葉が安易に使われる中で、思いやりのある生活環境の構築に向けて少しでも、我々の仕事が役立つよう努力を続けたい。



ISSJ の事務所を訪問した養子縁組を援助した家族 養親の言葉・文化にもなれ、元気な笑顔をみせてくれた

分類と解釈

ISSJで現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下のようになる。

Α	日本国内に住む子どもを養親のいる外国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養 子縁組を完了する。
В	日本国内に住む子ども(日本人、外国人)を、子どもと国籍の異なる国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 子どもと養親は他人 子どもと養親は親族(連れ子、親戚など)
С	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を取って日本に移動し、日本の家庭 裁判所で養子縁組を完了する。 子どもと養親は他人 子どもと養親は親族(連れ子、親戚など)

Aの養子縁組は最近減少し、B、Cの養子縁組は増加の傾向にある。長年日本は子どもを国際養子縁組で送出す国であったが、今では受入れ国でもある。今年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ数は396件、その中で18ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っている139ケースを合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは157ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

今年度の相談数

	連れ 了養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	合計
フィリピン	95	45	9	149
タイ	35	22	3	60
上記以外	1	6	180	187
合計	131	73	192	396

本年度取り扱いケース数

	連れ子養子縁組		血縁関係のある養子縁組		血縁関係のない養子縁組					
	Step	Step		Relative		Non-Relative			合計	
¬	新規オープン	8	40	新規オープン	1	28	新規オープン	0	5	73
フィリピン	前年度繰越	32	40	前年度繰越	27		前年度繰越	5	5	13
タイ	新規オープン	2	19	新規オープン	1	7	新規オープン	0	6	32
91	前年度繰越	17	19	前年度繰越	6		前年度繰越	6		
	新規オープン	0		新規オープン	1	4	新規オープン	5	40	52
上記以外	前年度繰越	0	0	前年度繰越	3		前年度繰越	43	48	52
合計			59			39			59	157

国際養子縁組で関係した養子の国籍は、フィリピン、タイが多く、その他には日本、ベトナム、スリランカの子どももいた。養親に関してはアメリカ、フランス、ドイツ、スエーデン、カナダ、韓国、スリランカ、ベトナム、フィリピン、タイ国籍の養親のケースを扱ったが、日本人とフィリピン人の夫妻、日本人とタイ人の夫妻が多かった。ISSJはフィリピン政府の社会福祉開発省(DSWD)および国際養子縁組審議会(ICAB)から認可された日本で唯一の養子縁組機関であり、またタイ政府の社会開発福祉省(The Department of Social Development and Welfare: DSDW)とも年に3・4回話し合いの時を持ち密接な関係を築いている。

本年度手続き完了数

		血縁関係のあ	血縁関係のない	
	連れ子養子縁組	る養子縁組	養子縁組	合計
	Step	Relative	Non-Relative	
フィリピン	3	2	1	6
タイ	4	1	0	5
上記以外	0	2	4	6
合計	7	5	5	17

今年度は、日本人 フィリピン人夫婦のための養子縁組オリエンテーションは2回4人、日本人 タイ人夫婦のための養子縁組オリエンテーションは3回6人。それ以外の国籍の人々へのオリエンテーションは、6回12人が参加している。

今年度、養子縁組手続きが終了したのは、連れ子養子縁組(Step)が7ケース、血縁関係のある養子縁組(Relative)が5ケース、血縁関係のない養子縁組(Non-Relative)が5ケース、合

計17ケースである。手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのワーカーは養親希望者をサポートし続けている。養子縁組成立後の親子関係に対するサポートはそれ以後も必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援も行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらうように、ISSJが養子縁組を援助した家族にはクリスマスカードを送った。

ケース1:国際養子縁組で新しい家庭を持ったケース - Non-Relative Adoption -

ISSJは2006年から2008年にかけて、7,6,5歳の日本国籍兄弟と米国籍養親の国際養子縁組を援助した。3兄弟を養親に同時に委託できたのは、50年にわたるISSJ養子縁組サービスの歴史の中でも貴重な体験だった。

在日米軍で働いていた養親はISSJに申請した当初から、きょうだいの受け入れを希望し、4人までなら受け入れられるとしていた。養父母ともにきょうだいに囲まれて育っており、きょうだい間の絆や支えあいを大切にしてきたためであった。養子である兄弟は皆、同じ施設で生活していたため、委託前から兄弟の絆をしっかり持っており互いに支えあっていた。養親への委託後も彼らの予想通り、互いに助け合い、また兄弟間で日本語を話すことができるため日本語を長期に保持できた等の利点が見受けられた。養親は今後も引き続き、兄弟が日本語や日本文化を保持できるよう、米軍内の学校の他、公文の学校に通わせるなど努力している。

しかし、わんぱく盛りでエネルギーが満ち溢れている男児を3名同時に、言語や文化の異なる養親に委託することは、想像以上に乗り越えねばならない困難も多かった。例えば、兄弟間の養親の争奪、ケンカ、競争心などである。特に長男は我慢する機会が増え、欲求不満を持ち易く、その不満を叩く、蹴るといった行為で示すことがしばしばあった。さらに英語習得や米軍の学校への適応などが、弟と比較するとゆっくりであったことから、長男の自尊心が傷つき易くなったことも挙げられる。ISSJは兄弟の委託前に養親とこれら起こりうる問題点の対処方法について話し合っていたため、養親はある程度の準備はできていた。しかし実際の対処では兄弟のパワーに圧倒されることもあったようだ。養親は、困難に直面すると率直にISSJに意見を求めてくれたため、ISSJにとっても一つ一の問題への対処法を考えるよい機会を与えてもらったと感じている。

ISSJは、兄弟と養親がこのような困難を一つ一つ乗り越え、親子の絆が深まっていく様子を見るたびに、兄弟での委託は、困難を乗り越える価値が十分にあると感じている。しかし、年齢の高い兄弟の受け入れには、養親に相当の覚悟と準備が求められることも事実である。今回のケースでは養親が本当に忍耐強く頑張ったため、彼らから教えてもらったことも多かった。現在家族は、養子縁組の法的手続き、米国への移民ビザ等の手続きを無事終え、一息つきながら今夏米国に帰国する準備をしている。

ケース 2 : 妻の親戚の子どもを養子縁組したケース - Relative Adoption -

日本に住む日本人夫とタイ人妻は、妻の姉の子ども(姪)を養子に迎えることを希望していた。夫妻は、バンコクにある社会開発福祉省児童養子縁組センター(DSDW)からISSJを紹介され、ISSJはこの夫妻の養子縁組手続きを援助することになった。子どもは非嫡出子としてタイで生まれ、4歳になるまで、母方祖母に育てられた。祖母は無職であったため、夫妻が日本から送金することで、祖母と子どもの生活を支えていた。やがて、祖母の体調が悪化し、子どもの面倒をみることができなくなり、夫妻の農園の管理をしているタイ人夫妻に子どもを預けることにしたが、十分な世話を期待することはできなかった。実母は自分の生活に精一杯で子どもを育てることができず、子どもの将来を夫妻に託していた。夫妻は子どもを我が子のように大切にしており、養子縁組をし、可能であれば、日本で一緒に生活をしたいと考えるようになった。ISSJは夫妻の養子縁組申請を受け、家庭調査を実施する傍ら、夫妻から提出を受けた必要書類の翻訳、公証、タイ大使館での認証手続きを行い、約4ヵ月後に家庭調査書と養子縁組の申請に必要な書類をDSDWに送付した。

日本からの申請を受けて、DSDWは子どもの住む地域を管轄する福祉事務所に児童調査を要請する。タイの養子縁組の行政規則は、連れ子と姪・甥の養子縁組に関しては、子どもと養親候補者との同居による適応調査を不要としているため、DSDWは家庭調査と児童調査の結果を基に、養子縁組の可否を判断する。通例では、家庭調査書を提出してから、児童調査を経て、養子縁組の判断が下るまでには、半年から1年以上を要する。また、国際養子縁組の手続きでは養子縁組の手続きと同時に子どもの在留資格について考慮しなくてはいけない。外国籍の子どもを日本に養子として迎えるには「出入国管理及び難民認定法」に基づき、子どもが6歳に達する前に養子縁組を完了しなければ、子どもは長期滞在が可能となる在留資格を取得することができない。このケースは家庭調査開始時点で既に子どもの年齢が5歳2ヵ月に達しており、養子縁組完了までに残された期間は10カ月にも満たなかった。

幸いにも、DSDWは子どもが6歳に達する10日前に養子縁組の許可を出した。夫妻はDSDWが発行した「養子縁組許可通知書」をもって、翌日にはタイの役場における養子縁組登録を完了した。しかし、日本の役場へ養子縁組届を済ませた時には、子どもの6歳の誕生日を過ぎていた。日本での届出が完了した後、夫妻は子どもを短期滞在の在留資格で呼び寄せ、子どもの入国後に在留資格の変更を入国管理局に申請した。数カ月後には入国管理局から子どもの在留資格の変更が認められ、子どもは日本での長期滞在が可能になった。子どもは夫妻の愛情に育まれ、健やかに成長し、今年の4月からは新1年生として小学校に入学している。

ケース3: 養子縁組をした男性のルーツ捜しの援助

1957年(昭和32)に生まれて間もなく、ISSJを通じて米国人夫妻の養子となった男性から、実母捜しの依頼が電子メールで寄せられた。当時の記録によれば、この男性は日本人女性と在日米軍兵士との間に生まれたが、実母とその家族は、当時の日本社会の混血児に対する偏見を心配し、ISSJを通じて、この子どもを養子に出す決意をした。ISSJは、当時米空軍技官として日本に在留していた米国人夫妻を養親として認定し、この子どもを託置した。その後、家庭裁判所で養子縁組が成立し、任期を終えた夫妻は子どもを連れて米国に帰国した。

ISSJは、当時の児童調査に基づいた記録(実父母の生育暦、家族構成、実父母が出会っ た経緯など)や実母がISSJに宛てた直筆の手紙を英語に翻訳し、男性に送付した。そこに は、男性が初めて知る実親の情報のみならず、子どもを手放した後も揺れ動く実母の複雑な気 持ちが書き綴られていた。また、男性は母親の所在確認も希望したので、ISSJの役員を務 める弁護士の協力を得て、実母の改製原戸籍を取得した。すると、実母は養子縁組の数年後に、 若くして死亡していたことが判明した。男性は実母の死に衝撃を受けつつも、もし実母の姉が 存命なら、実母の思い出話や死に至った経緯を教えてもらいたい、という希望をISSJに伝 えてきた。ISSJは、姉の戸籍の附票から現住所を確認し、男性の希望を記した手紙を郵送 した。実母の姉は驚きと戸惑いをもって、手紙を受け取り、ISSJに電話をしてきた。実母 の姉は男性が養親に託置されるまでの間、実母と共に幼かった男性の世話をしていた。ISS Jが姉に連絡を取るに至った経緯を説明すると、男性の気持ちを受け止め、実母との思い出を 語るため、実母の写真を持ってISSJに来所してくれた。ISSJは実母の姉から聴取した 内容を全て男性に報告した。当初はISSJを通じて連絡を取り合っていた男性と実母の姉 (甥と伯母)も、直接に電子メールを交換するようになり、現在も親交を深めている。 実母と の再会は果たせなったが、伯母との出会いは、この男性にとって自分のルーツを知る上で、大 きな意味を持ったことは間違いない。

妻の連れ子を養子縁組する (Step Adoption) のケースの最近の動向

当事業団で扱う連れ子の養子縁組ケースのほとんどはタイとフィリピンであるがここ数年でその総数は激減している。その要因のひとつとして考えられるのはフィリピンでいえば「興行」資格で入国するフィリピン人女性の入国者数が法整備の厳格化などから 2004 年のピーク時から比較して10分の1となり全体数として減っていることが挙げられる。また養子縁組をフィリピン社会福祉開発省(DSWD)やタイ社会開発福祉省(DSDW)の許可を得ないで直接、日本の家庭裁判所に申し立てるケースが増えた。フィリピン国立統計局(NSO)では一時期日本法だけで成立した養子縁組審判書を受け入れ、フィリピン国籍である子どもの出生

証明書を養子縁組後の養親の氏へ記載変更していた。しかしフィリピン国内と国外(日本)に おいて法律の整合性を持たせるため、2006 年ごろを境にICABからの許可を得ずに日本の 家庭裁判所だけで成立した養子縁組を認めず、子どもの出生証明書の氏改正をしなくなった。 養親の多くは連れ子の氏を正式に夫の氏にしたいと望み養子縁組したにもかかわらず叶わな かったことで当事業団への問い合わせは非常に多くなっていた。ISSJからもその解決策を 迅速に打ち出してもらうようICABへ問い合わせたところ2009年2月にフィリピンから連 絡を受けた。それによると、海外で行われた審判をフィリピン国内で有効と認めてもらうため、 フィリピンで弁護士を通し現地の裁判所に申し立てるという方法が確立された。これによって 連れ子の養子縁組の場合、3 通り目の手続き方法ができたわけだが、今後それを必要とする人 たちにとって円滑に実効されることを期待したい。またタイの連れ子養子縁組においても法律 ではタイDSDWからの許可を得ることが必須だが、多くの養親家庭はDSDWからの許可を 得ないで日本の家庭裁判所で審判を受けている。その後に養子縁組の記載がされた日本人養父 の戸籍謄本等をもってタイの役場で連れ子養子の縁組を登録するが、タイの役場で実際にDS DWからの許可がないことが判明しタイ国での登録が出来なくなるケースが多々ある。タイ国 内では地域によって役場での対応が異なり統一化されていないことがより問題を複雑にして いるといえる。

2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

この事業は日本財団の助成を受け、2005 年度から行っている継続事業である。2008 年 4 月 1 日より 2009 年 3 月 31 日までの「国境を越えた未成年者への家族再会の援助」で相談を受け、オープンしたケース 1 9 件を含め、本年度扱ったケースは 7 4 件であり、援助が完了したケースは 2 8 件、次年度への継続ケースは 4 6 件である。

この事業では主に、日本国内で親と離れ離れになり無国籍(未就籍)状態にある子どもへの 就籍援助や、就籍後の子どもを母国に帰国させる援助、様々な事情で離れ離れとなった親子を 再会させる援助を行なっている。本事業は、フィリピン人に対する援助が 9 割以上を占めている。法務省入国管理局の統計(平成 2 1年1月1日現在)によれば、フィリピンの不法残留者は 1万7287人で、国籍別に見ると韓国、中国に次いで3番目に多くなっている。こうした 不法残留者が日本で子どもを生んだ場合、子どもは親と同様に不法滞在の状態になる。合法・不法の如何を問わず、日本に在留する外国人が出産した場合、その子どもの出生を出身国の大使館に届け出ないと、子どもの就籍はかなわず、その国の国籍を取得することはできない。母親が当該の大使館に子ども出生を届け出ずに、その子どもを同胞の知人や子どもの実父(母親との婚姻関係がない)に託して行方をくらましてしまうと、子どもを預かった知人も実父も母親の国籍を証明しないと、大使館に子どもの出生届や認知届を受理してもらうことができない。

ISSJには、フィリピン人の母親から生まれ、未就籍状態にある子どもの国籍取得、母国への送還手続について多くの相談が寄せられる。母親の居所が不明な場合、在日フィリピン人向け情報誌の協力を得て母親捜しの広告を掲載したり、母親の友人や知人を通じて情報提供を求めたりして、まず母親を捜す努力をする。どうしても母親を捜し出すことができない場合は、フィリピン大使館に相談の上、子どもの出生の経緯・生活歴、母親が行方不明となった経緯を詳述した児童調書を作成し、母親の国籍証明(フィリピンの国立統計局より母親の出生証明書を取得することが多い)日本の役場に提出した出生届の記載事項証明などの必要書類を添えて、フィリピン大使館で出生届(Report of Birth)を受理してもらっている。

フィリピン家族法 176 条は、非嫡出子は母の親権に服すると規定している。そのため、フィリピン社会福祉開発省(DSWD)は、親権者である母親の同意なくして、その非嫡出子を第三者(たとえ実父であったとしても)がフィリピンに連れて帰ることを許可していない。母親が行方不明の場合、DSWDは子どもを受け入れることになる親族(多くの場合、実母または実父の両親やきょうだいが受け入れ家族になる)のアセスメントを行い、親族からは子ども引き受け承諾書(Affidavit of Undertaking)に署名をもらう。フィリピン国内の引き受け先が明らかになると、DSWDは子どものフィリピン送還に同伴する者に対し、同伴許可書(Authority to Escort)を発行する。この同伴許可書があれば、親権者以外の者が未成年者を

連れてフィリピンに入国する際、人身売買の嫌疑をかけられずにすむのである。また、子どもが母国に戻った後は、DSWDに追跡調査を依頼し、子どもと受け入れ家族との「適応報告書」を必ず送付してもらっている。日本で生まれ、親と離れ離れになった外国籍の子ども達が母国に暮らす親族の元に戻ることができるよう、ISSJはこれからも関係機関と協働して、本事業を継続していきたい。

ケース4: 子どもの本国送還援助のケース

日本に不法滞在中のフィリピン人男性とマレーシア人女性との間に婚姻外で、二人の子どもが生まれた。母親が二番目の子どもを妊娠中、父親は交通事故を起こし、業務上過失致死で逮捕され、実刑が確定した。母親は二人の子どもの出生届をマレーシア大使館に届け出ようとしたが、マレーシア国外でマレーシア人女性が自国民以外の男性との間に子どもをもうけた場合、マレーシア政府はその子どもの出生届けを受理しないという説明により、子ども達の出生届けは受理されず、子ども達はマレーシア国籍を取得することができなかった。困った母親は、子ども達にフィリピン国籍を取得させることはできないか、とISSJに相談のため来所した。ISSJは、当時警察署に留置されていたフィリピン人の父親に面会に行き、フィリピン大使館提出用の出生届と認知宣誓供述書に署名をもらい、日本に入国した経緯、事件前までの親子四人の生活の様子、フィリピンの家族について、聞き取りを行った。ISSJは、実父母からの聴取を基に作成した児童調書、実父が署名した出生届などをフィリピン大使館に提出し、子どもはフィリピン国籍を取得した。

父親が収監されて以降、母子の生活は困窮した。本来であれば、母子はマレーシアに戻り、父親が刑期を終えるのを待つところである。しかし、子ども達はマレーシア国籍をもたないため、母子3人がマレーシアに帰国することはかなわない。また、マレーシアに住む母親の両親は、娘がイスラム教徒以外の男性と結婚に強く反対しており、母子への生活支援は期待できない。そのため、実父は子ども達をフィリピンの実家に預けることを強く望んだ。ISSJは、子ども達をフィリピンへ送還するため、社会福祉開発省(DSWD)に実父の実家のアセスメント及び実父のきょうだいへの「同伴許可書」の発行を要請した。実父の両親は二人の孫の受け入れを快諾し、娘(実父の妹)二人を日本に派遣し、子どもをフィリピンへ連れて帰ることを了承した。DSWDが実父の妹二人に対する「同伴許可書」を発行すると、在フィリピン日本国大使館は、エスコート役の二人に対し、短期滞在(15 日)のビザを発給した。来日した実父の妹たちは、数日間母子と一緒に過ごした後、子ども二人を連れて、フィリピンに帰国した。残された母親はマレーシア経由でフィリピンに渡り、一日も早く子ども達と再会することを望んでいるが、航空運賃の工面ができず、入国管理局から仮放免の許可を得て、現在も知人宅に身を寄せている。

ケース5: 国際結婚をしたカップルの子どもの問題への援助

子どものいる国際結婚夫婦が離婚した場合、子どもは、二つの国に挟まれて苦しい立場におかれることがある。ISSJは、海外のISS支部から依頼を受けて、こういった子ども達への援助を試みるが、様々な理由で援助がうまく進まないことが多い。その一例をご紹介する。

ある日本人女性は、ヨーロッパ人男性と国際結婚し、夫の国で生活していたが、離婚に至った。2人の間には子どもがいた。父親の国では、子どものための福祉制度が充実しており、離婚時には、親の一存で子どもの権利や将来に不利益が生じないように、裁判所が関与して親権や面会権等が細かく話し合われる。この子どもの場合、母親と父親が半々で親権を持つ「共同親権」となった。父親は、子どもが生まれ育った国で今後も養育していくことを主張し、一方母親は、この子どもを伴い日本に帰国することを望み、父母の主張は平行線であった。裁判所は、子どもの立場を最優先し、「生まれ育った国や父親から引き離され、言葉も文化も異なる日本に生活の場を移すことは、子どもに多くの犠牲を強い、子どもの利益に反する」との見解を示した。しかし、母親は許可の無いまま、子どもをつれて日本に帰国してしまった。父親の国の考え方では、一方の親が、共同親権を持つもう一方の親の承認無く子どもを国外に連れ出すことは、子どもの不正な略奪であり、子どもにとっての不利益、と捉えられる。父親の訴えにより、ISSヨーロッパ支部を経由して、ISSJに連絡が入り、「子どもの利益を最優先に考え、母親と父親が将来の養育について今一度きちんと話し合えるように、ISSJから日本にいる母親に働きかけて欲しい」と依頼された。

他国のISS支部からこの様な依頼を受けた時、ISSJでは侵入的にならないように慎重にクライアントにコンタクトを試みる。しかし、残念ながら、協力はおろか、何の反応も示してもらえないことが多い。家族の問題に第三者が介入することに対する抵抗や違和感、もしくは恐怖感が存在するのかもしれない。本ケースも残念ながら、何の返答も得られず、その後数回コンタクトを試みたが、現在まで連絡がつかない状況である。国際離婚に端を発する子どもの問題への介入は難しい。今回のように、親の事情で子どもが住み慣れた国を離れ、言葉も文化も異なる新しい環境に移ることを余儀なくされた場合、子どもの権利をどのように守るのかは、国による差異が大きく、その国の福祉制度や価値観の影響を受ける。国際的には、子どもの権利を守るための「ハーグ条約」があり、先進国の多くが批准し、共通の認識の下でこういった問題に対処しているが、日本はまだ条約の締結国ではない。そのため、条約の取り決めに従い、「子どもにとって何が最善なのか、親はどうすべきなのか」という共通認識をもって対処していく根拠や基盤を欠いているという実情がある。そのため、ISSJは、子どもの福祉を最優先する立場にあるものの、親の協力が無い限り具体的な介入をすることができず、歯がゆい思いをすることが多い。

3.無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助

今年度、ISSJは東京メソニック協会の助成を受けて、超過滞在の外国人女性が日本で出産後、子どもの本国での出生届け手続きをしていない外国籍児の持つ国籍問題解決と、難民や難民申請中の未成年者や子どもを抱えている家族への医療費支援を行ってきた。

アジアの開発途上国から、経済的困窮ゆえに、日本に3ヵ月のビザではいった後、超過滞在をして働く女性が多くいる。現在日本政府はこうした不法残留者の半減計画を平成16年から20年の5年間で実施した。その結果、平成16年1月に21万9,418人いた不法残留者が、平成21年1月には11万3,077人と48,5%減少した。彼らの国籍は、韓国、中国、フィリピン、タイ、台湾、ペルー、インドネシア、マレーシア等である。特にISSJで扱っているフィリピンは17,287人、タイは6,023人である。しかしこの数の中には日本で生まれて、出生届けが出されていない不法残留の子どもは含まれていない。こうした子ども達の多くは実親が働くために、子どもの養育を放棄しているケースが多い。そのため、ISSJでは彼らの本国政府と連絡をしながら国籍取得の援助を行っている。

また、本国から政治的、宗教的あるいは人種的、性差的な迫害・差別を逃れて、日本に助けを求めてきた人たちは難民申請をする。2008年の12月末現在の難民申請者は1,599人であるが、認定を受けた人は57名である。不認定となった人は791名、取り下げた人が87名、で人道配慮による在留許可が出た人は360名である。不認定となった791人の中には滞在許可となるビザを持たない、あるいは労働ビザをもらえないため働くことが出来ず、医療保険に入ることも出来ないため、病気になったときには全額支払わなければならない。しかし経済的には困窮しているため、体調が悪くても病院にいかないままに症状を悪化させてしまう人もかなりいる。そこで医療費が支払い困難な難民や難民申請者に対して、医療費を提供した。特に未成年者あるいは子どもがいる人で、病気のために子どもを守ることが出来ない難民申請者を優先的に支援している。

ケース6: 医療費援助をしたケース

労働ビザはなかったが食べていくためには働かざるを得なくて、違法と知りながら 3 K といわれる仕事をしていた難民申請者が、扁桃周囲膿症で入院治療が必要となった。退院後毎月5000 円を分割で支払うと約束したが、入院治療中に失業し、支払えなくなってしまった。そのため、退院後の検査・治療にも通えなくなった。 I S S J は病院と相談をし、分割で支払っていくので、検査・治療を続けるよう依頼し、病院も合意してくれた。難民申請中で労働ビザがもらえない人は医療保険が使えないため、申請中の人たちで互助的な医療保険のシステムを

作っているが、もともとの資金が少ないため、高額な医療費への対応が出来ない。命に関わる ことなので、東京メソニック協会の助成金は大変有効である。

ケース7: 日本滞在資格の援助ケース

ISS」は平成20年3月に、日本人女性から2歳になる孫の男児について、未就籍のため 健康保険に加入できず医療費が家計を圧迫し困っているとの連絡を受けた。この女性によると、 息子である日本人男性がこの男児の実父であり、実母は息子が同棲していたフィリピン人女性 であるが、実母は行方不明とのことだった。実母には正規滞在査証がなく、この男児も同様に 不法滞在であった。ISSJは祖母と息子との面接を経て、男児の就籍手続きを進めたところ、 突然実母が現れ、実母がフィリピン大使館へ出生を届けるとともに、男性による認知手続きを 試みた。しかしフィリピン大使館は、男児とこの男性との親子関係証明不十分として DNA 鑑 定結果あるいは日本の役所での認知を受理する書類どちらかの提出を要求した。認知手続きは、 実母が男児を養育する意思がなかったため、将来男児の特別滞在許可を得るために男児とこの 男性との法的関係を示すものとして必要不可欠であった。この頃再び実母との連絡が途絶え、 男性も失職し連絡がつかなくなり彼ら双方からの協力は難しくなった。 男児のため必死に手続 きに奔走したのは男児を養育している祖父母であった。 彼らはあらゆる役所と掛合い、男児へ の医療費援助などを得ることができた。一方なんとか息子を説得し、DNA 鑑定をさせたところ、 驚いたことに結果は、息子と男児の親子関係を否定するものであった。困惑した祖母は、息子 による男児の認知許可を日本の役場に申請したが、実母の協力が得られず、諦めざるを得なか った。こうして祖父母は再度ISSJにアドバイスを求めた。祖父母は、男児とは血縁関係が ないことが分かったが、男児を引き続き愛情持って養育したい強い意思を示した。ISSJは、 滞っていた就籍手続きを援助し、男児の特別滞在杳証取得のため入国管理局に経緯報告書なら びに査証取得のお願いを文書で提出した。祖父母家族の強い働きかけから、入管は男児の一時 滞在を認めた。一連の手続きで祖母は倒れ、3ヵ月程の入院を余儀なくされた。祖父母は、引 き続き実母と連絡を試みながら国際養子縁組を希望している。

5. 難民および難民申請者への相談援助

ISSJは国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)からの委託事業として、庇護を求めて来日した難民申請者にサイコソーシャルサポートの一環であるカウンセリングを行なっている。ISSJが担当した今年度の難民申請者は、東日本入国管理センター(茨城県牛久市)東京入国管理局(東京都品川区) 西日本入国管理センター(大阪府茨木市)等の収容者を合わせて100数名(前年度比140%)となり、カウンセリングニーズの大幅な高まりが見られた。彼らの出身国はスリランカが全体の1/4を占め、以下中近東やアフリカ諸国など、計24ヵ国であった。また訪問は37回、カウンセリングの合計は220回(前年度比157%)となった。

このようにカウンセリング回数が需要に応じて増えてきた背景として、異例の事ではあるが 年度の途中でUNHCRからの予算が大幅に修正され、増額されたことがあげられる。そして この予算増額に伴い、ソーシャルワーカーの人員確保やカウンセリングへの通訳の導入、相談 業務に関する専門職(医師や臨床心理士)からのサポート体制の充実など新しい展開が見られ た。収容されている多くの難民申請者は、逃れて来た異国の地で長期に及ぶ収容から精神的不 安を覚え、それが高じて心身ともに多くの病気に苛まれ、苦しむ状態に置かれているのを目の 当たりにして、専門職からの心のケアに関するサポート体制が取れるようになってきたのは今 年度の大きな進歩と言えよう。

またISSJはカウンセリングを通して知り得た情報をもとに、入管職員への相談、他のNGOとの連絡をとおしてサポートの幅を広げている。そして官民合同の難民懇談会に出席し、互いに情報や問題を共有し合うことで、難民申請者に対するサイコソーシャルサポートの質の向上を目指すよう取り組んでいる。

牛久、品川のセンターでのカウンセリング

難民申請者の多くは仮滞在・仮放免といった不安定な法的立場におかれており、法務省入国管理局の収容センターへ拘留されてしまうケースも少なくない。センターは本国での迫害から逃れてきた難民申請者が過ごすには心身ともに過酷な環境といえる。特に茨城県牛久市にある東日本入国管理センターは、難民申請者だけではなく様々な背景をもつ退去強制対象者が収容される場所であり、また都市部から離れているため訪問者も非常に限られる。

現在ソーシャルワーカーが品川へ月1回、牛久へ週1回の頻度で訪問をし、また緊急の対応が必要な場合は随時訪問を調整している。昨年度はミャンマーの難民申請者からの訪問依頼が多かったが、本年度はスリランカやトルコ(クルド)、アフリカ諸国からが大半を占めた。特にクルドの方々は半年の仮放免の後再度収容されるケースも複数あり、常に家族・親戚の誰かが収容されているという現状も垣間見られた。

カウンセリングは不安・不満を聴くことから始まることが多い。言葉が理解できない不安、 食事・習慣の違いから来る不安、多様な背景を持つ人々と集団生活を強いられることの不安、 自らの将来に対する決定権を奪われた不安・・・。1年以上の長期収容を受け心身ともに癒しがた い傷を受けてしまうケースもみられる。訪問して丁寧に話を聴き不安を和らげる為の対応をす るということの積み重ねにより、拘留から開放された後の生活を少しでも良い心身の状態で始 められるよう支援するのが現段階での目標である。

このように多くの不安を抱えながらも冷静に自らの置かれた状況を捉えようとしている難民申請者も決して少なくなく、他国へ庇護を求めて日本へ来た方々が本来持つ精神的な強さから逆に私たちが与えられるものは大きい。2008年12月には、日本政府が2010年度よりタイ国のミャンマー難民キャンプからの第三国定住を受け入れる方針を発表した。これが契機となり、日本での難民申請者の長期収容の現状にも光が当てられることを願っている。

個々に応じているいろなケースと向き合う日々であるがいついかなる時でも「人間の尊厳」 を尊重してカウンセリングを行い、少しでも入所者の荷が軽くなるサポートができればと願っ ている。

6.国際児(混血児)やインドシナ難民への社会適応援助促進活動

戦後、占領軍兵士と日本人女性との間に出生した国際児(混血児)が呉市周辺に多数存在していた。占領軍撤退後、彼らを取り巻く環境は厳しく、経済的・心理的にも大変な国際児とその家族に対して温かい社会援助が求められた。1959年に呉市・厚生省・外務省からの要望により、呉事務所を設置した。現在も東京本部と連携をとり活動しているが、呉事務所は国際児の身近な生活相談場所として、心の拠り所となるなど大きな役割を担っている。

昨年国際児が訪豪した際、シドニーでホームステイなど大変お世話になった2家族が10月に来日された。ISSオーストラリア支部の温かい協力により父親の消息が判明した国際児もいる。彼の父親はすでに他界していたが、父親から愛され、自分と母親をオーストラリアへ呼び寄せるために随分と努力をしていたことがわかり、父親への長年のわだかまりが解けた者もいた。ほかの国際児からは子どもが医師として成長していること、またある子は看護師としての資格をISSJの援助で取得しているので再就職ができ感謝していること、ある国際児は写真を添えてかわいい孫の成長を知らせてくれるなど、うれしい便りを届けてくれた。まだ生活苦に悩んでいる者、病気に苦しんでいるなど心痛む相談も寄せられた。父親のルーツ探しを続けている国際児もいる。長い年月の経過で資料などが乏しく、ルーツの探索は厳しいが一人でも多くの国際児が誇りを持って生きていけるように援助していきたい。国際児やインドシナ定住者の日本への社会適応促進化のために、グループ活動を行い、参加者の相互理解と、呉在住の外国人との交流の輪を拡げ、平成20年度は次の活動を行った。

* 第 12 回 ISSJ 呉バザー開催 (4 月 29 日)

「 呉みなと祭り」の国際村に出店し、国際児・広島メコンの会、フィリピン人とその家族、 日本人ボランティアの協力で、ラオス・カンボジア・ベトナム・フィリピンの母国料理の手 作り販売、日用品雑貨などの販売を行った。

* 社会見学:日帰りバスツアー (12月16日)

バザーの収益金・岸槌好子基金・参加者の会費で、出雲市勾玉資料館の見学・玉造温泉での 入浴のツアーを実施した。国際児・ラオス・カンボジア・ベトナム・フィリピン・日本のボ ランティアと交流親睦を図り、色々な母国語の会話が飛び交い、国際色豊かであった。

- * 呉ロータリクラブで大森常務理事講演 (2月7日) 呉阪急ホテルにて 大森常務理事が講師として招かれ、ISSJの活動と呉事務所の現況について講演した。
- * 第5回国際交流フェスタ in くれ (3月23日) ビューポートくれで実施。ISSJ は共催団体として参加し、活動をパネル展示で紹介した。

ш

1.国際ソーシャルワーカーの人材育成

カンポジアにおけるプログラム

昨年度に引き続き郵便貯金・簡易生命保険管理機構の国際ボランティア貯金に係る寄付金を受けて、カンボジア・プノンペン市内において『ストリートチルドレンのための識字教育及び母親への自立訓練プログラム』を進めている。国立博物館近くにある部屋を借りて昨年度より開始したプログラムだが、同じ通りに所在する寺院内に2006年に完成した『ひろしまハウス』を設計した建築家とひろしま・カンボジア市民交流会のご協力をきっかけとして、2009年1月、ひろしまハウス1階へ拠点を移しプログラムの充実を図っている。

カンボジアでは9年間の義務教育が法律上あるものの、貧しさゆえに学びたくとも学ぶことのできない子ども達が少なくない。現在就学率は小学校約90%、中学校約25%といわれており、貧困や教育の重要性に対する親の理解の低さが子ども達から教育の機会を奪う原因となっている。海外からのNGOやカンボジア人が主体となって運営する学校・教室もあるものの、特に貧しいストリートファミリーの子ども達を受け入れられる場所は非常に限られている。このような子ども達が基本的な読み書きと算数を学び、貧しさから抜け出すきっかけを作ることがこのプログラムの一番の目的である。

1996~2006年度のISSJのカンボジアプログラムで拠点となった『プテア・ニョニョム(ニコニコの家)』の名前を引き継いだ教室には、学校に行く時間にごみ集めをしたり、観光客へ物乞いをしてお金を稼いでいる子ども達が集まってくる。ストリートに暮らす子ども達がほとんどで、年齢は 16、7 歳まで様々、まだ1、2歳の兄弟姉妹を抱えてくる子どももいる。

しかし栄養状態のためか皆年齢より幼く見える。集まってきた子ども達はまず水を浴びて体をきれいに整え、朝食をとる。一時ではあるものの空腹のことを忘れた子ども達は、おやつの時間を挟んで国語と算数を勉強し、一つあたり約 1 ドルで購入してきたお弁当を食べ、正午前にはごみ拾いなどの仕事へ向かっていく。

喫煙やシンナーなど貧しさゆえの問題を抱える子ども達も少なくない。常勤のカンボジア人マネージャーが1名いるものの、多様な背景をもつ子ども達を支えられる教師の継続的な確保は難しいのが実情である。現在子ども達の識字教育と衛生教育が中心だが、将来的には母親の就業訓練・支援として、母親たちが給食を作れるような環境を整えることを目標のひとつにしている。









ISSJの識字教育に楽しそうに通う 子ども達

日本におけるフィリピン人のソーシャルワーカー研修

本年度、ISSJはフィリピン社会福祉開発省(DSWD)のソーシャルワーカー1名に対し 1年間の研修を実施した。本年も日本在住のフィリピン国籍者が関わるケースが増加している。研修内容は主にフィリピン国籍児の国際養子縁組、日本人夫と結婚したフィリピン人妻へのカウンセリング、フィリピン人を親に持つ子どもの出生届や国籍取得の援助およびそれにともなう本国送還の援助であった。さらに、日本語や日本文化の研修も実施し、日本社会や日本人の理解を深め、フィリピンへ帰国後も研修生は二国間に関わるケースの問題解決のために大きな役割を果たしている。

2.ケース研究会

ケース研究会は、国際家族が抱えている様々な問題を考え、ISSJに関わる全てのケース に最善の情報提供と援助を行うために開催する。常務理事、スパーバイザー、ワーカー全員が 出席し、通常月2回、緊急の要件がある場合にはその都度行う。議題は

養子候補者または養親候補者の検討。

ケースに関する助言や活用できる情報の検討、ワーカー全員が共有した方がよいと思われることの報告、提案。

関連する法律と機関の取り扱いの変更や手続きの確認、インテーク対応などの申し合わせ。

他機関での研修や会合に出席したワーカーの報告、海外出張報告。

ワーカー同士によるトレーニングの検討等である。またこの会は、同時にワーカー自身 の研鑽も兼ねている。

必要な時には、ワーカーが外部主催の研修に参加する機会もある。最近では問題が複雑化する傾向にあり、研究会の重要性が増している。

3. 日本語教育

今年度も、DSWDより派遣されたフィリピン人ソーシャルワーカー1名に、一年間の研修の一環として、週一回、日本語教育を行った。日常生活においてのコミュニケーション能力を養うために、様々なシーンで使用される会話の基本表現を中心に、口頭練習を積み重ねた。その際、日本語がより身近になるように、研修生の実生活に即した日本語の例文を数多く取り上げ、文法の説明は最小限にし、研修生が発話する機会を多く設けた。限られた時間での学習にも拘らず、研修生は意欲的に取り組んだ。

日本とフィリピンという二国間でのケースワークに携わる研修生にとって、日本の文化の理解を深めることは大変重要である。そのため、日本の伝統文化、習慣、宗教を始め、労働、教育、現代の社会事情など、日本社会の色々な側面を紹介した。この研修で異文化の交流がなされ、延いては国際的な社会福祉活動の一助になれば幸いである。

4. 国際会議参加、開催

ISS本部会議(EXCO)

2008年5月5日~7日スイス・ジュネーブでISS EXCO Meeting(ISS本部会議)が開催された。スイス、香港、ドイツ、英国、オーストラリア、ベルギー、フランス、ギリシャ、イスラエル、日本、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、ポルトガル、南アフリカ、英国、米国、カナダ、ベネズエラからメンバーが集まった。新しいISS本部の事務総長となって初めての会議ということで、ISSの今後の方向性についても意見交換がされた。その後各国からの活動報告が行われた。共通の問題として、国境を越えた移動者 特に女性と未成年者の問題は人身売買にも関わることが多いので、重要な問題であるとして意見交換がもたれた。またISSJが1993年国際養子縁組に関するハーグ条約の批准に向けて、国際会議を開催したことは高く評価された。今後もISSの本部、各支部やコレスポンデントが日本政府、特に法務大臣に対して、1993年ハーグ条約を批准するよう依頼の手紙を出すことになった。

アジア太平洋地域会議

2008年5月1日~2日までISS アジア・太平洋地域会議が、中国の深圳で開催された。深圳は現在香港以上に経済特区として発展しており、高層ビルが聳え、香港人も国境を越えて買い物にくるというほど、安く買い物ができる商業地域である。二日間香港、日本、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、台湾、シンガポールから参加者が集まり、アジア太平洋地域におけるISSネットワークの強化、各支部やコレスポンデントの活動についての報告、国境を越える人々の移動に関連して生じる問題についての協力体制等の話し合いが行われた。国境を越える人々の数は年々増えており、経済発展に伴って貧しい国から豊かな国へと移動している。そうした中で、搾取をされる人々を守らなければならないので、関係する国が緊密な関係を築いていくこと、さらにISSのネットワークに加盟していないアジア太平洋地域の国々への参加呼びかけや協力の申し入れも今後の課題としていくことが確認された。

「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」の開催

2009 年 2 月 19 日~20 日の二日間、東京広尾のJICA地球広場に於いて、「第 2 回日本国籍児の国際養子縁組をした日本国内および海外の斡旋団体の実態調査報告会(ハーグ条約を考える会)」(2009 Intercountry Adoption Conference)がISSJ主催、独立行政法人福祉医療機講「長寿・子育て・障害者基金」平成 2 0 年度助成事業として開催された。

日本は国際養子縁組に関して法整備の面で大変遅れている。国際養子縁組法も無く、ハーグ 条約1993年 国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約 の批准どころか 署名もしていない。全てのハーグ条約批准に関してはいまや日本は完全に出遅れている。特に 国際養子縁組は人身売買の温床になりうるので、当事業団ではそれを防ぐためにハーグ条約の 批准を推進してきた。そこで、昨年に引き続き、この度すでに批准をしているドイツ、オース トラリア、ニュージーランド、香港及び在日アメリカ大使館から専門家を招いて、ハーグ条約 によって守られる子どもの保護及び条約批准に至る行程等について各国の報告を聞き、討議す る目的で報告会が開催され、厚生労働省、外務省、法務省をはじめ、児童相談所、国際養子問 題研究者、メディア、等30名以上が参加した。

海外からは ISS Germany Director の Ms Gabriele Scholz, Intercultural Educator の Ms Ann Tamm, ISS Hong Kong Chief Executive の Mr. Stephan Yau, ISS Australia NSW Service Coordinator の Mr. Damon Martin, New Zealand 社会開発省から Ms Beth Nelson がプレゼンターとして出席、それぞれ各国の1)国際養子縁組の現状 2)ハーグ条約批准のメリット 3)ハーグ条約批准に伴う国内法の整備 4)ハーグ条約で規定された中央当局の役割、組織、責任、権限 5)ハーグ条約を批准していない国との国際養子縁組がもたらす問題点について詳細な報告を行った。また 2008 年 4 月にこの条約を批准した米国を代表して在日アメリカ大使館の Deputy Visa Chief、Ms Juliet G. Krarup から 1)アメリカのハーグ条約批准 2)アメリカに養子として渡った日本国籍児の現状 3)日本における国際養子縁組の問題点、4)日本がハーグ条約を批准する必要性について具体例を含めた説明がなされた。

そしていずれのセッションにおいても参加者との活発な質疑がかわされ、日本が一日も早く1993年ハーグ条約を批准することの必要性が改めて参加者の共通認識として共有された。



「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」参加者

Ш

翻訳事業

1. 必要書類および資料などの翻訳

ISSJが従事する国際的社会福祉事業は二カ国間以上にわたるため、それに関した裁判や法律等の公的書類、医療関係の証明書類、個人の書簡としては、実親、養親候補者、推薦人等の文書類の翻訳が必要とされる。 国際養子縁組では日本とフィリピン、または日本とタイのケースがその大半を占めているがそれは英語と日本語で対応している。さらにタガログ語やタイ語についてはそれぞれの国のソーシャルワーカーが翻訳に携わっている。加えて養親の中にはヨーロッパの人たちもいるため、フランス語の書類や法律などの翻訳も適時行っている。本年は第2回目となるハーグ条約を考える報告会が開催されたため、海外からのゲストや日本のプレゼンターによるスピーチの翻訳等を行った。一方、入国管理センターに収容されている海外からの難民の支援も ISSJ の重要な活動であり、こうした難民からの窮状を訴える英語フランス語の手紙等の翻訳も行っている。

1. ISSJチャリティ映画会の開催

IV

2008 年度も 6 月と 10 月の年二回、恒例の ISSJ チャリティ映画会が九段会館で開催され、同時にフロアーではチャリティバザーも行われた。この目的は当事業団の事業および活動内容を広く皆様に理解していただくことと活動資金を集めることである。この会の企画運営は、ISSJ 催物委員会によって行われ、開催日の約 3 カ月前より毎週金曜日ボランティアの皆さんに事務所に集まって準備作業をして頂いている。上映作品は東急レクレーション、岩波ホールなどの専門機関の助言、協力によって選択している。

今年度は6月20日(金)に第56回「サン・ジャックへの道」、10月17日(金)

に第 57 回「ビッグ・フィッシュ」を上映した。 参加券販売、バザー収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益は 第 56 回、第 57 回でそれぞれ 3,087,015 円、 2,530,088 円で、参加



仏報活動 事業 券の販売数は 3111 枚、2688 枚、入場者数は 1763 名(815 名、550 名、398 名) 1294 名 (664 名、367 名、263 名)であった。今年の特色としてはISSJの活動をより視覚的にお客様に理解していただく為、アートヒルズ社のご協力により 5 分程度の活動紹介 DVD を作成して上映したこと、案内ちらしをA4両面のカラー刷りにしたこと、インターネット SNS サイト小僧 com、イーココロでの広告を行ったことなどである。反省会では、2008 年秋からの金融恐慌の影響などの現状にあって、既存支援者層の輪を広げ、集客率を高める為に「より良い映画の選択」「視聴者層の拡大のための宣伝活動」「魅力的なバザー商品の選択」「ボランティアメンバーの増加」などが今後の課題として挙げられた。皆様の温かいご協力により集まった寄付金は催物委員会よりISSJ本部に寄贈し、様々な活動に使わせて頂いた。

今年度も、様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださり、ISSJの国際社会福祉、特に児童とその家族が抱える問題の相談援助の大きな原動力となった。また広告、物品寄付、チケット購入でアジア教育福祉財団、岩波ホール、川崎さくらライオンズクラブ、桜東京パイロットクラブ、さぽうと21、資生堂社会福祉事業財団、大成建設、東京大井ロータリークラブ、東京京浜ロータリークラブ、東京高輪ロータリークラブ、東洋埠頭、ナガセケンコー、日本女子大学図書館友の会、原沢製薬、ペリニヨン、丸川商店、モンスイユその他多くの企業、団体、そして個人の方々にご支援いただきましたことを心から感謝申し上げる。



催物委員会のボランティアの方々から岩 井理事長へ寄付金が贈与された

映画会バザーでは多くの参加者の方々 にご協力を頂いている

2. ISSJチャリティコンサートの開催

昨年に続き、本年度も 2008 年 12 月 4 日、日本大学カザルスホールに於いて、クリスマス・チャリティコンサートを開催した。今回は華と実力を兼ね備え、今メディアで最も注目されているソプラノ歌手の幸田浩子さんと、日本のトップオルガニスト井上圭子さんの共演で、一足早い素晴らしいクリスマスの夕べとなった。当日は二人の息もぴったりで、幸田さんの天使のような歌声に心を動かされた方も多く、クラシックな曲だけではなく、アンコールの「アメイジング・グレース」も圧巻であった。また、井上さんのオルガン解説などもありその美しい音



色をたっぷり聴くことができた。バッハの「トッカータとフーガハ長調」では、足元のペダルだけで演奏する場面もあり、その見事な足技も注目の的であった。最後は観客と一緒に「きよしこの夜」の合唱で終わり、大変心温まるコンサートとなった。同時に行われたアジア製品のミニバザーやCD販売も好調であった。来年度も引き続き開催を予定している。

3. 日本太鼓チャリティコンサートの共催

2008年6月3日、東京青山の草月会館で、毎年日本太鼓連盟が開催する「日本太鼓チャリティコンサート」に共催した。このコンサートは、日本の伝統文化である日本太鼓の演奏を政・官・財界・在日外国高官、その他オピニオンリーダーの方々を対象に実施し、参加者からはチ



ャリティ募金を募り、その募金は、共催の非営利団体に寄付されている。今年は、ISSJが共催団体に選ばれ、1,255,000円のご寄付を頂いた。会場にはISSJの活動を紹介するパネルも展示され、参加者の方々は興味深く閲覧して下さった。この機会を下さいました日本太鼓連盟に心より深く感謝申し上げる。

3. ニュースレター「Intercountry」の発行

ISSJの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

	第35号	8月31日発行		第36号	1月1日発行
	養子のルーツ探し:	−ISSJの再会援助	•	理事長、常務理事	事新年挨拶
•	カンボジアプロジ	ェクト紹介	•	在日フィリピンス	大使のメッセージ
•	補助金、助成金事	業完了報告	•	ISSJの家族再会扱	
	国際養子縁組とハー	・グ条約を考える会報告	•	カンボジアプロシ	ジェクト紹介
•	ISS本部会議、ISSア	ジア太平洋地域会議報告	•	チャリティ映画会	会報告
	日本太鼓チャリティ	ィコンサート報告	•	チャリティコン	サート報告
•	チャリティ映画会	设告	•	ボランティア・ス	スタッフリレー
	チャリティコンサ・	- 卜報告	•	ISSJ活動報台	±
•	ボランティア・スケ	タッフリレー			
•	ISSJ活動報告				

4.ホームページの運営

インターネット、データベース、情報収集

ISSJでは、多くの方々に活動を理解してもらえるよう、事業内容、歴史、活動状況、出版物、本・支部紹介、映画会、チャリティコンサートなどのイベント情報、会員・寄付・ボランティア募集、ニュースレター"/Intercountry"の記事などを日本語と英語でホームページに掲載し、随時更新している。また、ネット上から募金可能なイーココロ!http://www.ekokoro.jp/ngo/issjや、ボランティア情報などを掲載しているヤフーボランティアhttp://volunteer.yahoo.co.jp/などにも登録して活用している。

Eメールによる相談・問い合わせは、国際養子縁組、国際結婚・離婚、実親など血縁者探し、情報提供など国内外から多数寄せられており、本支部や関係諸団体とも連携しながら応対している。また児童相談所の許可を得て、養親探しをホームページに掲載している。

現在、当事業団のサービス内容をより分かりやすく、また援助を必要としている人たちがアクセスしやすいよう、来年度に向けてホームページのリニューアルを進めている。

今年度も、様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださり、ISSJの国際社会福祉、特に児童とその家族が抱える問題の相談援助の大きな原動力となった。深く感謝申し上げる。

映画会・催し物ボランティア

チャリティ映画会「ISSJ映画の集い」を支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動して下さっているボランティアの方々である。上映作品の決定、チラシの印刷、参加券の発送、バザーの企画及び管理、映画会当日の運営、そして終了後の後片付け等を自主的に作業を進めて下さっている。また、映画会当日、ご自分の手作り作品を「どうぞ役立ててください」と提供してくださる来場者の方もいらっしゃる。チャリティ映画会は以下の「催物委員会」ボランティアネットワークによって支えられている。

毎週定期的に事務所で活動して下さる「催物委員会」中心メンバー: 糸井直子さん、浦田眞智子さん、川村庸子さん、澤村美佐子さん、 滝川一子さん、中山八枝子さん、西端萬里子さん、水田泰子さん、 リム淳子さん

映画会当日お手伝いしてくださるメンバー:

当日販売:小澤香織さん、加藤優子さん、神田裕子さん、坂本悦子さん、 塩道美由紀さん、白鳥和美さん、千葉規子さん、

中村紀子さん、三上登與子さん、堀越友子さん、

前日搬入:木村恵さん、坂本悦子さん、千葉規子さん、

手作りバザー作品を提供してくださるメンバー:

青木洋子さん、糸井直子さん、伊藤治子さん、伊藤路子さん、

入江玲子さん、歌川榮子さん、浦田眞智子さん、大澤琴さん、

小田部典子さん、落合洋子さん、鹿村みち子さん、衣笠孝子さん、

塩釜智子さん、曽根つね子さん、滝川一子さん、千葉規子さん、

中村陽子さん、中山八枝子さん、成島昌子さん、西山誼さん、

種原則枝さん、松浦由美子さん、真鍋節子さん、三上登與子さん、

山下恒子さん、山本和子さん

日本語教育ボランティア

フィリピンのDSWDより派遣さるソーシャルワーカーに、田辺千鶴子さんが 日本語、日本文化の研修を行ってくださっている。

データ - 入力ポランティア

今年度、ケースに関する英文の提出書類、手紙のパソコン入力を長年宮脇由利さんが行って くださっている。

呉事務所のボランティア

ISSJ呉バザーは多くのボランティアの方々のご協力により開催されている。

ボランティア等でお手伝いしてくださった方々

岡本真弓さん、岡本愛さん、土本保寛さん、下岡正英さん、下岡幸子さん、 大汐章さん、大汐正一さん、鈴木康弘さん、竹田尚子さん、脇田節子さん、 住吉百合子さん、栗原恭子さん、正壽愛姫さん、日浦布三香さん、

楠木ヘルミニアさん、向キャロルさん、渡辺ナタニーさん、シサノムさん、 ブアライさん、トーンさん、西田ディシーさん

物品を寄付してくださった方々

岡本真弓さん、岡本愛さん、土本保寛さん、下岡幸子さん、大汐章さん、 竹田尚子さん、栗原恭子さん、福田昭二さん、内田エリさん、佐藤フミコさん、 友村冨美子さん、米田剛機さん、米田和子さん、古林けい子さん、湯上冷子さん、



「催物委員会」の中心メンバー

おわりに

ISSJで行っているカンボジアの人材育成プログラムに参加をしていますと、豊かになった日本で忘れてしまった情景に出合うことがあります。

2009年3月に、ストリートチルドレンたちへの識字、職業訓練と彼らのケアをするカンボジア人の育成などを行っているプログラムを見るために、カンボジアに参りました。参加する子ども達が、ISSJのプログラムに来てまずシャワーを浴びられるのがとても嬉しいといいます。水シャワーですが、きれいになった後で、汚れた服を備えてある古着(洗濯をしてきれいにしています)に着替えると、嬉しくて踊り始めます。「見て、見て、きれいな洋服でしょう」と。そして給食が届くと、勉強を中止して、歓声を上げて駆け寄っていきます。そしていっせいにダンスを始めます。嬉しくて、嬉しくて大変な騒ぎになります。用意される給食は、カンボジアで一番貧しい人々が食べるという、ご飯に野菜と鶏肉がほんのちょっと入っているお汁をかけたものです。それでもニコニコと踊りまわるのです。そして食事が始まると、半分食べたところで、母親や弟妹のために持って帰ります。

フランスパン半分でも大切に抱えて家族のところにもって行きます。プログラムの途中で、仕事に行ってきますと言って帰っていきますが、その仕事とは物乞いです。自分は給 食が食べられても、家族のために少しでもお金を稼がなければと、一生懸命です。

何が幸せかではなく、一生懸命生きている姿は、美しいと思います。私たちは一生懸命生きている子ども達に、それぞれの幸せをつかんでほしいと願いながら、この 1 年間活動をしてまいりました。多くの皆様に支えられ、励まされて活動できましたことに、心からの感謝を申し上げます。



完了報告のお知らせ

平成20年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団理事長 岩井 敏

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
J K A (旧日本自転車振興 会)	「国際的児童難民家族相談等補助事業」 日本国籍児を外国籍家庭に、外国籍児を日本国籍 家庭に養子縁組する援助	16, 650,000円
日本財団	「国境を越えた未成年者への家族再会援助」 実親に遺棄され、出生届が出されてない子どもや 実親と連絡が取れなくなった子どもの実親を、雑 誌や新聞で捜し、親子の再会及び出生届の提出援助、さらに実親が子どもを引き取らない場合は強 制送還の対象となるので、本国の親族を捜し、家 族との再会をする援助	5, 000,000円
│郵便貯金・簡易生命保険管理 │機構国際ボランティア貯金	カンボジア、ストリートチルドレンの給食付識字 教育プログラムの実施	4,298 ,000円
UNHCR (2008年1月~2009年12月)	母国から政治的、宗教的、人種的迫害を逃れ日本 に来て、難民申請をした後、超過滞在となって入 国管理局に収容されている人へのカウンセリング	1,963 ,260円
東京メソニック協会	実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人や申請が却下されて、就労も帰国も出来ない人への、生活費援助や医療費援助や渡航費用援助など	3,500 ,000円
福祉医療機構	日本国籍児の国際養子縁組をしたあっせん業者へ の実態調査及び報告会開催	2,601 ,000円

青山晃枝、アカシヤ会新52回3年3組、新井静子、飯島澄子、飯田記子、井口房枝、池田良子、石川佐貴子、伊丹市立北 中学校·北怜子、一瀬通子、糸井直子、伊藤治子、伊藤博、伊藤陽子、岩井敏、梅田和信、梅田勝利、浦田眞智子、 榎本まり、大江佐知子、大栗ますみ、大島賢三、大槻弥栄子、大野佳男、大森邦子、大森恵子、大森真二、大森義夫、 奥沢紫草、小澤一江、小野幸雄、折本徹、飼手和子、加藤紀久、金子のぶ、金田 満代・雅紀、川村庸子、 菊池緑、岸田節子、木村妙子、倉内欣江、黒田礼子、香本左代子、小寺芳子、斉藤淑子、坂井一郎、坂口順治、 坂本光彦、佐藤皓一、澤田田鶴子、澤村美佐子、三瓶敦子、重藤裕子、ジプラルタ生命、島村享延、下世古順子、 杉順江、菅沼邦子、鈴木昭子、鈴木事務所、鈴木節子、鈴木俊夫、鈴木陽子、隅田香奈美、瀬尾登喜子、 高木紀美、高砂美代子、高瀬正枝、高田郁子、高田早江子、高橋敬子、高橋里江、高橋史子、高久京子、 滝川一子、武田篤子、田坂毅、チューリップの会・萩原さゑ子、辻豊、戸田律子、鳥飼光子、内藤信子、中村紀子、 中村睦子、中山八枝子、成毛彩、成毛典子、西端萬里子、貫井美也子、野村郁子、穐原則江、林滋、林貞行、林美 紀、原清美、㈱ピー・エフ・ビー金山哲、平尾賢三郎、平川恒久、平元周、広本清政、ファイン荒井千香子、 福井潤一郎、福士敬子、不二聖心女子学院、藤原昭典、古谷佐智子、細井純子、細淵元洋、細矢次子、保々敬子、 前田武昭、真木郁夫、松浦千誉、松野多見子、松原節子、松本哲郎、松本佑子、松田恵美子、水谷正大、三上登 興子、右谷孝子、右谷亮次、水田泰子、御手洗美智子、宮島まゆみ、宮脇由利、森祐次、矢沢香織、山口要子、山 崎喜美子、湯上冷子、吉井文子、吉澤福美、吉田実代、吉永通憲、脇屋容子、渡邉啓、渡辺千恵子、渡邊正子、 David Murphy (敬称略、あいうえお順)

資料

相談ケースの内訳

2008 年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	862
新規オープンケース数	159
再開ケース数	14
継続相談ケース数	382
当年度内取扱総ケース数	1417

相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	5234	570
国際結婚・離婚のカウンセリング	186	32
国籍の問題	899	83
認知に関する問題	112	27
子どもの虐待、養育問題	122	20
送還問題	445	63
滞在手続	138	29
家族の再会	614	61
福祉行政	112	7
精神的問題	24	6
医療に関わる問題	121	10
就職	136	20
日本語教育	0	0
行方不明者探し	25	2
教育問題	10	3
財産相続	27	4
翻訳、文書作成	302	13
情報提供	184	45
刑事事件	0	0
生活適応援助	31	4
人材育成	0	0
難民問題	2838	351
氏の変更	264	65
その他	14	2
슴 計	11838	1417

ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国は次の56カ国である。

アフガニスタン	アメリカ	アルゼンチン	アンゴラ	イギリス
イタリア	イラン	インド	インドネシア	ウガンダ
エチオピア	オーストラリア	オランダ	ガーナ	カナダ
カメルーン	韓国	カンボジア	ギニア	ギリシャ
コートジボワー	コソボ	コロンビア	コンゴ	ザンビア
シンガポール	ジンバブエ	スイス	スウェーデン	スペイン
セネガル	タイ	台湾	タンザニア	チェチェン
中国	ドイツ	トルコ	ナイジェリア	ニュージーラン
ネパール	パキスタン	バングラデシュ	フィリピン	ブラジル
フランス	ベトナム	ペルー	ボリビア	マリ
マレーシア	南アフリカ	ミャンマー	メキシコ	ラオス
ロシア				

ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は862ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

	ケース数		
外国政府機関・右	E日大使館	207	
	省庁·都道府県·市区町村	17	
	在外日本大使館	11	
日本政府機関	家庭裁判所	6	
	児童相談所·福祉事務所·保健所	17	
	地方入国管理局·警察	5	
米軍関係(基地村	目談機関等)	4	
国連・国際機関		30	
医療機関	1		
学校・教会・民間	31		
出版物・マスコミ	出版物・マスコミ報道・ISS 広報		
弁護士		9	
友人・知人・家族	友人・知人・家族・本人		
ISS 本支部・コレ	12		
その他	1		
	合 計		

役員(2009年3月現在)

理事長岩井 敏副理事長大槻弥栄子常務理事大森邦子

理 事 梅田勝利 佐藤皓一 鳥居淳子 原澤政純

前田武昭 松本哲郎 三好武文 吉永通憲

監 事 高尾幸治 菅原善昭

評議員 アラン・ヴァクジャル 飯島澄子 池田千鶴子 大谷リツ子

海沼美智子 神田憲次 木村秀夫 佐伯英隆 坂本光彦 園田天光光 滝永敏之 遠山明良 長島幸男 森祐次 右谷亮次 御手洗美智子

吉永しのぶ

顧問 大島義郎 久保田実

ソーシャルワーカー、ケースエイド(2009年3月現在)

大森邦子 寺崎敬子 相宮陽子 伊東優子 伊部亜理子 榎本まり 江部由里 大場亜衣 小笠原健樹 小沢一江 重藤裕子 知本哲郎 成毛彩 細井純子 広重喜徳 日原智秋 南野奈津子 米田英里子 渡辺ナタニー

社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan

本部:〒153-0051 東京都目黒区上目黒 3-6-18 西村ビル 601号

TEL: (03)3760-3471(代)

F A X : (03) 3760-3474 E-Mail : issj@issj.org

URL: http://www.issj.org

呉事務所: 〒737-0046 広島県呉市中通 1-1-2

ビューポートくれ2階 国際交流広場内

T E L : (0823) 21-8842 F A X : (0823) 21-8842